

山口市ケアプランシステム運用要綱

(目的)

第1条 山口市ケアプランシステム（以下「ケアプランシステム」という。）は、山口市の住民等の個人情報を取り扱うことから、適切な利用及び運用に関し、個人の権利利益を損害することのないよう必要な事項を定める。

(運営主体)

第2条 ケアプランシステムの運営は、山口市が行う。

(システム管理者)

第3条 ケアプランシステムのシステム管理者（以下、「システム管理者」という。）は、山口市健康福祉部高齢福祉課長とする。

2 システム管理者は、ケアプランシステムの運用管理に関して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ケアプランシステムのサーバの保守、管理に関すること。
- (2) その他ケアプランシステムの適正な運用に関し必要なこと。

(ケアプランシステム接続団体)

第4条 ケアプランシステムへの接続を行うパソコンを設置できる団体は、次の各号に定める事業所とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）第46条第1項に基づく指定を受けた居宅介護支援事業者で、法第115条の23第3項に基づき指定介護予防支援業務の一部を山口市から委託された事業者及び、委託予定事業者で、市長が認めた事業者。
- (2) 法第115条の47第1項の規定により山口市から包括的支援事業の委託を受けた法人で、山口市から法第115条の22の規定による指定を受けた事業者及び指定を受ける予定の事業者で、市長が認めた事業者。

(接続申し込み)

第5条 前条第1号に定める事業者がケアプランシステムの接続を求める場合には、山口市ケアプランシステム接続申込書（様式第1号）に本運用要綱に従う旨の同意書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく申し込みがあった場合において、市長は、当該申し込みのあった事業者に対して、本運用要綱に基づく当該接続の可否について、山口市ケアプランシステム接続に係る結果通知（様式第3号）により通知しなければならない。

(使用資格者)

第6条 ケアプランシステムの使用者は、前条第2項の規定に基づき接続を認められた

事業者（以下、「システム接続団体」という。）に所属し、かつ市長からユーザIDを交付された者（以下、「使用資格者」という。）とする。

- 2 前項に定めるユーザIDの交付を受けようとする場合には、市長に対し登録書（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、第4条第2号に規定する事業者については、ユーザID交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項に基づく登録書の提出があった場合において、市長は次の各号のいずれかに該当する者であることを確認の上、ユーザIDを交付するものとする。
 - (1) 山口市地域型在宅介護支援センター職員として山口市に届出のある者
 - (2) 指定居宅介護支援事業者の管理者として登録された者
 - (3) システム接続団体に所属している者で、介護支援専門員実務研修終了証明書の写しを市長に提出した者
- 4 第2項ただし書の規定に基づく申請があった場合において、市長は、当該申請のあった事業者に対して、交付決定通知書（様式第6号）によりユーザIDを通知するものとする。

（個人情報保護）

第7条 システム接続団体は、個人情報を適正に取扱うこととし、個人の権利利益を損害することのないよう、知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用せず、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第23条の規定又は、国通知による在宅介護支援センターの運営について（平成18年3月31日付け老発第0331003号。厚生労働省老健支局長通知）の職員の責務を遵守するよう徹底しなければならない。

- 2 前項の規定はシステム接続団体でなくなった後も同様とすることとする。
- 3 前各項の規定は、ケアプランシステムから出力される帳票についても同様の扱いとする。

（操作上の禁止事項）

- 第8条 使用資格者は、画面上に情報が表示された状態等、使用資格者以外の者がケアプランシステムを操作又は閲覧できる状態でパソコンを離れてはならない。
- 2 システム接続団体及び使用資格者は、使用資格者以外の者に、パソコンの操作方法を教え、又は操作させてはならない。

（設置形態）

第9条 ケアプランシステムに使用するパソコン及びプリンターにシステム接続団体の構築するLAN等を直接接続させ情報の授受をおこなってはならない。また、使用するパソコンは、外部媒体を利用してはならない。ただし、介護報酬請求に伴い情報の再利用が必要で、かつ当該情報を他の目的に使用しないことが明らかである場合においては、この限りではない。この場合、外部媒体利用報告書（様式7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき情報を再利用する際、当該情報の切り出しに係るシステムのカスタマイズを要する場合においては、ケアプランシステム改修申込書（様式第8号）を市長に提出し、同意を求めなければならない。
- 3 市長は、前項に定めるケアプランシステム改修申込書の提出があったときは、当該システム改修に係る関係者の事情等を聴取の上、ケアプランシステム改修結果通知書（様式第9号）によりその可否を通知するものとする。
- 4 第1項ただし書きの規定に基づくケアプランシステムの改修に伴って発生する費用は、その費用の全てをシステム接続団体が負担するものとする。
- 5 当該システム改修後のケアプランシステムに係る全ての権利は、全て山口市に帰属するものとする。

（インターネット等の接続）

第10条 ケアプランシステムに使用するパソコン、プリンター及び回線は、他のインターネットへ接続してはならない。ただし、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と行う伝送システムへの接続はこの限りでない。この場合、導入、接続及び確認等は、システム接続団体が責任を持って実施するものとする。

（運用場所及びパソコン等）

第11条 ケアプランシステムへの接続は、第5条第1項の規定に基づく申込書に示された事業所内に設置及び申請のあったパソコンに限り実施するものとし、個人所有等のパソコンをネットワークに接続できないものとする。

- 2 プリンターについては、ケアプランシステムが導入してあるパソコンのみと接続してあるものとする。

（接続回線）

第12条 ケアプランシステムの接続において、市の専用回線に接続するものとする。その場合において、市の専用回線を取得し、接続しなければならない。

- 2 前項にかかる費用は、システム接続団体が負担するものとする。

（使用台数等の変更）

第13条 システム接続団体は、ケアプランシステムに使用しているパソコンを変更する場合及び使用台数を変更する場合は、ケアプランシステム利用変更申請書（様式第10号）を市長に提出し、同意を求めなければならない。この場合において、設定変更等にかかる費用については、システム接続団体の負担とする。

- 2 市長は、前項に定めるケアプランシステム利用変更申請書の提出があったときは、当該システム変更に係る関係者の事情等を聴取の上、ケアプランシステム利用変更決定通知書（様式第11号）によりその可否について通知するものとする。
- 3 前項の規定により決定の通知を受けたシステム接続団体は、パソコンを設置した場合、速やかにシステム管理者に設置の報告をし、報告を受けたシステム管理者は、速

やかに、当該パソコンにウイルス対策ソフトの導入を行わなければならない。

(パスワード管理)

第14条 システム接続団体及び使用資格者は、ユーザID及びパスワードが他に漏洩することのないような対策を講じなければならない。

(ID及びパスワードの変更等)

第15条 システム接続団体において使用資格者の廃止及び氏名の変更等がある場合は、使用資格者変更届出書(様式第12号)をシステム管理者へ提出しなければならない。この場合において、システム管理者よりユーザID及びパスワードの変更要請があったときは、システム接続団体はその指示に従わなければならない。

(パソコンにインストールするアプリケーションソフト)

第16条 システム接続団体は、ケアプランシステムに使用するパソコンにアプリケーションソフトをインストールしようとする場合において、インストールソフト申請書(様式第13号)を市長に提出し、同意を求めなければならない。

2 市長は、当該ソフトのインストール後のケアプランシステムの動作等を検証したうえで導入の可否を決定し、その結果をインストールソフト結果通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(回線の切断等)

第17条 市長は、システム接続団体が、第4条に規定する事業者でなくなった時には、直ちに回線を切断するものとする。ただし、平成18年10月31日時点で、山口市在宅支援ネットワークシステム運用規定(平成18年10月31日廃止)に基づき、ケアプランシステムを活用し介護給付管理業務を行い、国保連へ介護報酬請求を行っていた事業者については、第4条に規定する事業者でなくなってから1年後に切断するものとする。

2 前項の規定により回線を切断された事業者は、直ちに接続期間中に授受した情報を、市長へ返還しなければならない。

(ウイルス対策)

第18条 システム管理者は端末機に導入されているウイルス対策のソフトウェアを常に最新状態に維持しなければならない。

2 システム接続団体は、ウイルス対策ソフトがコンピュータウイルスを検知した場合は、ネットワークから当該パソコンを直ちに切り離し、システム管理者へ駆除等の対応を依頼しなければならない。

3 システム接続団体は、コンピュータウイルスに感染した可能性がある場合は、システム管理者に報告しなければならない。

4 システム管理者は、連絡を受けた場合は、端末機からネットワークケーブルをはず

すことを指示し、適切な対応をすると同時にコンピュータウィルスが検知された場合は、そのコンピュータウィルスが特性上どのような挙動を示すかを予測し、影響範囲の特定を実施しなければならない。コンピュータウィルスが検知されない場合は、ファイアウォールのログを確認し、原因を特定しなければならない。

(損害賠償)

第19条 システム接続団体が属する法人は、当該法人に属するシステム接続団体及び使用資格者が本運用要綱に違反し、かつケアプランシステムに損害を与えた場合において、その損害に対する賠償責任を負うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

山口市ケアプランシステム接続申込書

申請日	平成 年 月 日		
設置法人名			
法人代表者	印		
法人住所			
導入事業者名			
管理者氏名			
事業者所在地 (パソコン設置場所)			
電話番号	()	-	
FAX番号	()	-	
介護保険事業者番号	3	5	
職員氏名・職種	職員名	職種	職員名
※回線種類		フレッツISDN	() -
		Bフレッツ	回線申込み後、回線ID(L番号15ケタ)をお知らせ下さい。
		フレッツADSL	回線申込み後、回線ID(L番号15ケタ)をお知らせ下さい。
※接続回線に○をし、フレッツISDN回線については番号を記入のこと			
システムに使う	1	(メーカー)	
パソコン名称及び	2	(メーカー)	
メーカー	3	(メーカー)	
接続パソコン台数	台		

同意書

山口市ケアプランシステムへの接続申込みにあたり、山口市が定める山口市ケアプランシステム運用要綱に従うことに同意いたします。

山口市長 様

平成 年 月 日

法人住所

法人名

代表者氏名

印

事業者住所

事業者名

管理者氏名

(様式第3号)

高第 号
平成 年 月 日

様

山口市長 渡 辺 純 忠

山口市ケアプランシステム接続に係る結果通知について

平成 年 月 日付けで申込みのありました標記の件について、接続を「 」
と決定いたしましたので通知します。

登 録 書

申請年月日	平成 年 月 日
-------	----------

法人名			
法人代表者	(印)		
事業者名			
管理者氏名			
事業者 電話番号	() -	事業者 FAX番号	() -

氏名	(氏)	(名)
漢字		
フリガナ		
ローマ字		

ユーザ名									
パスワード									

* 半角英数字5字以上10字以内

* 大文字と小文字は別文字扱い
* 文字と数字の組み合わせ

主業務 (複数選択可)	・医師	・保健師	・OT/PT	・事務
	・介護支援専門員	・介護福祉士	・心理職	・ヘルパー
	・看護職	・社会福祉士	・技師	・その他

山口市記入欄

登録完了日	平成 年 月 日
-------	----------

登録者	
-----	--

(様式第7号)

平成 年 月 日

山口市長 様

法人名

法人代表者名

㊞

外部媒体利用報告書

山口市ケアプランシステムにおいて、外部媒体を利用することについて、山口市ケアプランシステム運用要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

利用媒体	
理由	
利用方法	

上記のとおり外部媒体を利用することを報告します。また、利用にあたっては、以下の条件を遵守します。

(外部媒体を利用する条件)

- ・ 介護報酬の請求以外での利用は絶対しません。
- ・ 必ずウィルスチェックを行ってから利用します。

(様式第7号)

記入例

平成 年 月 日

山口市長 様

法人名

法人代表者名

印

外部媒体利用報告書

山口市ケアプランシステムにおいて、外部媒体を利用することについて、山口市ケアプランシステム運用要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

利用媒体	MO
理由	ケアプランのパソコンに伝送システムがインストールされていないから。
利用方法	介護報酬の請求に必要な情報をMOに切り出し、伝送ソフトの入ったパソコンへその情報を移し、伝送にて介護報酬の請求を行う。

上記のとおり外部媒体を利用することを報告します。また、利用にあたっては、以下の条件を遵守します。

(外部媒体を利用する条件)

- ・介護報酬の請求以外での利用は絶対しません。
- ・必ずウィルスチェックを行ってから利用します。

ケアプランシステム改修申込書

申込日 平成 年 月 日

法人名	
法人代表者	⑩
事業者名	
管理者氏名	
担当者	
連絡先(担当)	

データを取り込ませようとするシステム

1	システム名	
	メーカー名	
	種類	
2	システム名	
	メーカー名	
	種類	

上記システムの導入及び管理等の委託先

該当番号	1 ・ 2
委託業者	
担当者	
連絡先	

(様式第9号)

高第 号
平成 年 月 日

様

山口市長 渡辺 純忠

山口市ケアプランシステムに係る改修結果通知について

平成 年 月 日付けで申込みのありましたシステム改修については、下記のとおり決定致しましたので通知します。

記

1	システム名称	
	結果	
	理由	
2	システム名称	
	結果	
	理由	

山口市ケアプランシステム利用変更申請書

山口市長 様

山口市ケアプランシステムの使用について、下記のとおり使用パソコンを(追加・変更・廃止)いたしますので、山口市ケアプランシステム運用要綱第13条第1項の規定により申請します。

申請日	平成 年 月 日
法人名	
代表者名	Ⓜ
事業者名	
管理者氏名	
事業者連絡先	() —

① パソコン本体

台数	現在の状態		変更後の予定	
1	メーカー		メーカー	
	機種名		機種名	
2	メーカー		メーカー	
	機種名		機種名	
3	メーカー		メーカー	
	機種名		機種名	

② パソコン本体以外の機種変更

現在の状態		変更後の予定	
メーカー		メーカー	
機種名		機種名	
変更する機器の種類			

③ 接続パソコン台数の変更

変更前	変更後
台	台

(様式第 1.1 号)

高第 号

平成 年 月 日

様

山口市長 渡辺 純忠

山口市ケアプランシステムに係る利用変更決定通知書について

平成 年 月 日付けで申込みのありましたシステム利用変更については、山口市ケアプランシステム運用要綱第 1.3 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 平成 年 月 日付けで申込みのありました使用パソコンの変更について、変更を許可いたします。
- 2 平成 年 月 日付けで申込みのありました接続パソコン台数の変更について、本システム接続 台を許可いたします。

使用資格者変更届出書

申請年月日	平成 年 月 日
法人名	
法人代表者名	⑩
事業者名	
管理者氏名	
事業者連絡先	() ー
申請区分	変更 削除

氏名	(氏)	(名)	⇒	変更後	
漢字				(氏)	(名)
申請理由					

※以下は変更項目のみ記入して下さい。

ユーザ名					* 半角英数字5字以上10字以内 * 大文字と小文字は別文字扱い * 文字と数字の組み合わせ
パスワード					

山口市記入欄

登録完了日	平成 年 月 日
-------	-------------------

登録者	
-----	--

インストールソフト申請書

山 口 市 長 様

山口市ケアプランシステムの使用について、山口市ケアプランシステム運用要綱第16条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

申請年月日	平成 年 月 日
法人名	
法人代表者	⑩
事業者名	
管理者氏名	
事業者連絡先	() -

導入するアプリケーションについて

1	アプリケーション名	
	メーカー名	
	種類	
2	アプリケーション名	
	メーカー名	
	種類	

上記アプリケーションの導入及び管理を委託している場合

該当番号	1 ・ 2
委託業者	
担当者	
連絡先	

(様式第14号)

高第 号

平成 年 月 日

《法人種別》 《法人名》

《代表者氏名》 様

山口市長 渡辺 純忠

山口市ケアプランシステムに係るインストールソフト結果通知について

平成 年 月 日付けで申込みのありましたソフトのインストールについては、下記のとおり決定致しましたので通知します。

記

1	ソフト名称	
	結果	
	理由	
2	ソフト名称	
	結果	
	理由	